

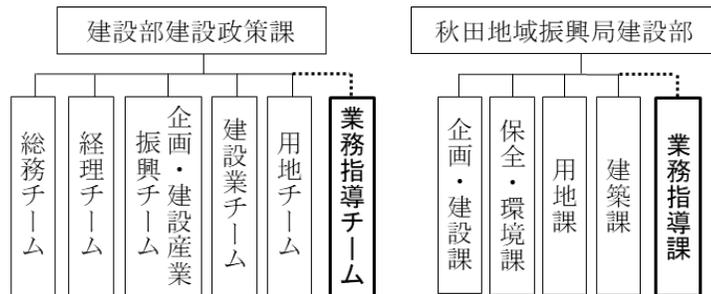
【取組の概要】

建設工事等における不祥事の未然防止と再発防止を目的に、昨年度、制度の見直しやチェック体制の強化を図るためのルールを策定

1 再発防止の取組について（令和7年3月24日通知）

- (1) コンプライアンスの徹底
 - (2) 制度面や手法の見直し等による適正な業務執行
 - ①建設工事等業務全般における対応
 - ②作業委託業務における対応
- (3) けん制機能・チェック体制の強化と不正発生リスクの未然防止
 - ①各地域振興局建設部次長によるチェック機能の強化
 - ②主任監督員の複数配置
 - ③監督員配置期間の上限設定
 - ④検査実施体制の強化
- (4) 参考：本庁の取組
 - ①組織体系
 - ②コンプライアンスの強化
 - ③相談窓口の設置
 - ④建設事業者への協力要請

〈組織体系〉



※本庁業務指導チーム員が兼務

【今年度の取組】

1 取組状況

- (1) 業務指針の策定（令和7年5月23日通知）
 - ①業務執行状況をチェックリストにより確認
 - ②情報共有システム（ASP）活用の徹底
 - ③現場対応した内容報告をルール化し指示事項等を組織で共有
- (2) 業務適正化推進会議
 - 再発防止策を検証し、建設工事等の業務全般が適切に履行されるよう、各次長等による会議を開催
- (3) 相談窓口の設置
 - 下請業者を含む受注者が相談できる体制を建設政策課内に設置
- (4) 災害発生時を想定した道路維持管理システム緊急対応訓練
 - 道路維持管理システムを用い、災害発生時における複数職員による情報共有手順を確認
- (5) 施設維持管理業務受注者との意見交換等
 - 道路、河川等の管理業務受注者（JV代表者）への再発防止策の協力依頼及び意見交換を実施

2 今後の対応

建設部関係の全職員が常に高い倫理観を持ち法令遵守を心がけるよう、コンプライアンス研修や各所属ごとに実施しているコンプライアンス・ミーティング等を通して意識の向上に努めていくほか、再発防止策を適切かつ確実に実行するとともに、その実行性について適宜検証を行い、継続的な改善に努める。